

小荷物専用昇降機

検査結果表

(第1第1項第6号に規定する昇降機)

(小荷物専用)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

検査資格者番号ではありません

番号	検査項目	検査結果		担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検 要是正 既存 不適格	
1 機械室				
(1)	機械室への経路及び点検口の戸	—	—	
(2)	点検用コンセント	—	—	
(3)	開閉器及び遮断器	—	—	
(4)	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する) 該当しない	適 (否) 確認不可	最終交換日 年月日	その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。 記入例は [業務基準書2017年版P228]参照
	交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()			
(4)	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する) 該当しない	適 (否) 確認不可	最終交換日 年月日	
	交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()			
(5)	ヒューズ	—	—	
(6)	絶縁	—	—	
	電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ		
	制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		
(7)	接地	—	—	
(8)	減速歯車	—	—	
(9)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 基準値 (mm) mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)	mm	該当しない項目は抹消線を引く。
	複数の溝間の摩耗差の状況	ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 100mm以下	適・否 適・否	「ハ」を選んだ場合は、必ず実測値を記入する。
(10)	軸受	—	—	
(11)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否	
		パッドの厚さ		
		イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 右 mm 要是正となる基準値 (mm)		
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 左 mm 要是正となる基準値 (mm)		
	制動力	適・否	—	
(12)	そらせ車	—	—	
(13)	電動機	—	—	
(14)	主索の緩み検出装置 主に巻胴式の場合	—	—	
(15)	主索の巻過ぎ検出装置 巻胴式の場合	—	—	
(16)	速度 定格速度 (m/min) → 報告書二面と同じであること	上昇 m/min 下降 m/min	—	実測値は定格速度の125%以下であること。

		昇降機番号		検査結果				担当 検査者 番号
番号	検査項目	指摘 なし	要重点 点検	要是正		既 存 不適格		
				2 かが室				
(1)	かが室の壁又は囲い、天井及び床		—	—	—	—	—	—
(2)	積載量の標識		—	—	—	—	—	—
(3)	搭乗禁止の標識		—	—	—	—	—	—
(4)	かがの戸 ← 荷ぐずれ防止用の棒は対象外		—	—	—	—	—	—
3 最上階出し入れ口								
(1)	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)		%					
	素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準 (1-I) 該当する方を○で囲む。 素線切れが生じた部分の断面積の割合 (70%超・70%以下) 素線切れが無い場合 両方を抹消する。		1よりピッチ内の 素線切れ数 本 構成より1ピッチ内 最大の素線切れ数 本					
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()		%					
	主索本数 (本数を記入) 本 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()							
(2)	主索の張り		—	—	—	—	—	—
(3)	主索の取付部		—	—	—	—	—	—
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ		—	—	—	—	—	—
(5)	かがのガイドシュー等		—	—	—	—	—	—
(6)	かが吊り車 付いていれば5(5)釣合おもりの吊り車もあり		—	—	—	—	—	—
4 各階出し入れ口								
(1)	昇降路における壁又は囲い		—	—	—	—	—	H12.06.01 H24.06.07
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—	—	—	—	—	H21.09.28
(3)	操作ボタン及び信号装置		—	—	—	—	—	—
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—	—	—	—	—	—
(5)	ドアスイッチ		—	—	—	—	—	—
(6)	ドアロック フロアタイプに限る		—	—	—	—	—	H12.06.01
(7)	戸開放防止警報装置		—	—	—	—	—	—
(8)	二方向同時開放警告装置 同一階に2方向扉がある場合		—	—	—	—	—	—
(9)	積載量の標識		—	—	—	—	—	—
(10)	搭乗禁止の標識		—	—	—	—	—	—
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—	—	—	—	—	—
5 最下階出し入れ口								
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ		—	—	—	—	—	—
(2)	ピット床		—	—	—	—	—	—
(3)	釣合おもり底部すき間		—	—	—	—	—	—
(4)	釣合おもりの各部		—	—	—	—	—	—
(5)	釣合おもりの吊り車		—	—	—	—	—	—
(6)	移動ケーブル及び取付部 かがの戸がない場合でもかが内照明灯等のケーブルがあれば対象		—	—	—	—	—	—
(7)	かが非常止め装置		—	—	—	—	—	—
(8)	釣合おもり非常止め装置		—	—	—	—	—	—
6 上記以外の検査項目								
1(11)	ブランジャーストローク ※業務基準書2017年版 P532参照	製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) (mm)		mm				
特記事項		検査項目の判定結果で要是正・ 要重点点検は必ず記入する。 また既存不適格も記入する。		改善策の内容を具体的に記入す る。				要是正で改善予定が未確定の 場合は、なぜ予定がないのか 見積中、提案中、検討中等理由 を簡潔に記入すること。
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予 定)年月			